



各 位

平成21年5月26日

会 社 名 株式会社フライングガーデン  
代 表 者 名 代表取締役社長 野沢八千万  
(JASDAQ・コード 3317)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役財務部長 片柳紀之  
(TEL: 0285-30-4129)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成21年6月25日開催予定の第28期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。
- (2) 株式取扱規程において、株主の権利行使についての手続きを定めることを明確にするため、現行定款第12条(株式取扱規程)を変更するものであります。
- (3) 上記に伴う条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日(木曜日)

以上

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第9条</u> (記載省略)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p><u>3</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> <u>当社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第13条～第50条</u> (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条～第49条</u> (現行どおり)</p>

	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--